教育委員会事務局
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月三十日から施行する。

平成二十二年六月二十一日

奈良県教育委員会教育長　冨　岡　將　人

第三条の三第一項及び第二項中「（職員以外の者で当該子の同居の親族であるものが、当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。）」を削る。

第一号様式中

「

2　請求に係る子の同居親族の状況（請求者本人を除く。）	□　有 □　無
3　請求に係る期間	年　月　日　から　月　日　までの

氏　名（子との続柄）	年齢	請求に係る子を養育できない理由
（　　）	歳	
（　　）	歳	
（　　）	歳	
（　　）	歳	
（　　）	歳	

を

「

2　請求に係る期間	

'」

年　月　日　から　年　月　日　までの

「

に、「4　請求」を「3　請求」に、「5」を「4」に改め、同様式の(注)中

」

２について

(1)　この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。

(2)　請求者以外の同居親族が請求に係る子を養育できないことが分かるよう具体的に

※「子を養育できない」とは次の例示のいずれかに該当する場合等をいう。

- 就業又は就学していることにより養育が困難である場合
- 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である場合
- 産前８週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）又は産後８週間以内であ

(3)　この様式にすべての親族を記入できない場合は、別紙を添付すること。

３について

その状況を記載すること。

を「２について」に改める。

る場合

」

第一号様式の四中「□　子の同居の親族である者が、当該子の養育ができることとなった

□　その他の理由により遅出勤務をする必要がなくなった」を「□　その他の理由により遅出勤務をする必要がなくなった」に改める。

第四号様式の五中「□深　夜　勤　務
□時間外勤務」を「□深　夜　勤　務
□時間外勤務
職員の勤務時間、休暇等に関する条例第９条の３ □第２項　□第３項」に、「□有
□深夜において就業している。（深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）
□就業している。（時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）
□負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である。
□産前８週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）又は産後８週間以内である。
□上記のいずれにも該当しない。
□無」を「□有
□深夜において就業している。
□負傷、疾病、身体上又は精神
□産前８週間（多胎妊娠の場合
□上記のいずれにも該当しない。
□無

」

上の障害により養育が困難である。
にあっては１４週間）又は産後８週間以内である。

」に改め、同様式の(注)中「□出産予定日」を「「出産予定日」の□」に、「この欄は、子を養育するための請求の」を「この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限の請求をする」に、「就業している」を「深夜において就業している」に、「就業日数」を「深夜における就業日数」に改める。

第四号様式の六中「□　深夜勤務
□　時間外勤務」を「□　深夜勤務
□　時間外勤務
職員の勤務時間、休暇等に関する条例第９条の３
□第２項　　□第３項」

に、「ものが」を「ものが深夜において常態として当該子を」に改める。